

令和 6 年度における個人情報保護法の施行の状況について (行政機関)

I 調査の目的

この調査は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第165条の定めに従い、法の施行状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ的確な運用に資することを目的として行ったものである。

II 調査の対象

1 対象機関

法第2条第8項各号に規定する行政機関の全て（51機関）

第1号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（8機関）

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンプル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、船舶活用医療推進本部、認知症施策推進本部、人事院、デジタル庁及び復興庁

（注1）下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣官房の内数として整理。

（注2）二重下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣府の内数として整理。

第2号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（9機関）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁

第3号 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（31機関）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）

<国家公安委員会に置かれる特別の機関>
警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）

<法務省に置かれる特別の機関>
検察庁

第6号 会計検査院

2 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの状況について、令和7年3月31日現在で調査。

Ⅲ 調査の結果

1 個人情報ファイルの状況

(1) 個人情報ファイルの状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保を図るため、法第75条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している行政機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、電子政府の総合窓口（e-Gov）により公表している。

表1—1 個人情報ファイル数（注）

（単位：ファイル、％）

	年度	総数	100万人以上
計	令和6年度	93,173 (100.0)	1,131 (1.2)
	(前年度)	90,489 (100.0)	900 (1.0)
要配慮個人情報を含む	令和6年度	4,729 (5.1)	28 (0.03)
	(前年度)	4,725 (5.2)	27 (0.03)

（注）個人情報ファイル簿が未作成の場合は個人情報ファイル簿に掲載されるべき個人情報ファイルの数を含む。

表1—2 特定個人情報ファイル（注）数

（単位：ファイル、％）

	年度	総数	100万人以上
計	令和6年度	23,013 (100.0)	210 (0.9)
	(前年度)	22,272 (100.0)	127 (0.6)
要配慮個人情報を含む	令和6年度	1,469 (6.4)	1 (0.004)
	(前年度)	1,466 (6.6)	1 (0.004)

（注）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号を含む個人情報ファイル。

(2) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託の状況

表2 個人情報ファイルの業務委託の状況

（単位：ファイル、％）

年度	個人情報ファイル 総数(再掲)	業務委託を実施している			
		うち 100万人以上	うち 再委託(注)を実施	うち 委託先等が外国	
令和6年度	93,173 (100.0)	1,534 (1.6)	146 (0.2)	100 (0.1)	0 (0.0)
(前年度)	90,489 (100.0)	1,381 (1.5)	132 (0.1)	102 (0.1)	0 (0.0)

（注）再々委託以降を含む。

(3) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

法第69条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、個別の法令に基づく場合や、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で一定の要件を満たす場合に限り、認められている。

表3-1 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況
(単位：ファイル)

年度	個別の法令に基づく場合	法定の要件を満たす場合(注)			
			相当理由 (内部利用)	相当理由 (外部提供)	特別理由 (公益等)
令和6年度	2,918	610	56	560	59
(前年度)	3,032	636	78	551	106

(注) 「法定の要件を満たす場合」とは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で、①行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき、②他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき、③①～②のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき、である(法第69条第2項第2号～第4号)。

一つの個人情報ファイルについて、上記のうち複数の理由により利用目的以外の目的での利用又は提供を行う場合があるため、本表の各理由の値の合計と「法定の要件を満たす場合」の値は一致しない場合がある。

表3-2 個人情報ファイルの利用目的以外の提供の状況
(外国(注1)にある第三者(注2)への提供)
(単位：ファイル)

年度	総数	個別の法令に基づく場合	特別理由 (公益等)
令和6年度	1	1	0
(前年度)	3	3	0

(注1) 本邦の域外にある国又は地域をいう。ただし、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く(法第71条第1項)。以下同じ。

(注2) 法第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く(法第71条第1項)。以下同じ。

(4) 仮名加工情報を含むデータベース等の状況

表4 仮名加工情報（法第2条第5項）を含むデータベース等（注）の状況
（単位：件、%）

年度	総数	100万人以上
令和6年度	0 (0.0)	0 (0.0)
(前年度)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注) 仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は当該集合物に含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(5) 行政機関等匿名加工情報ファイルの状況

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報（法第60条第3項）を作成するときは、特定の個人を識別することができないように、及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない（法第116条第1項）。また、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物として、法第60条第4項において「行政機関等匿名加工情報ファイル」が定義されている。

表5 行政機関等匿名加工情報ファイルの状況
（単位：ファイル、%）

	年度	総数	100万人以上
計	令和6年度	2 (100.0)	2 (100.0)
	(前年度)	2 (100.0)	2 (100.0)
要配慮個人情報を含む個人情報ファイルを加工して作成したもの	令和6年度	2 (100.0)	0 (0.0)
	(前年度)	2 (100.0)	2 (100.0)

(6) 行政機関等匿名加工情報の提案の状況

表6 行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となったファイル数（注）及び提案件数
（単位：ファイル、件）

年度	提案募集の対象ファイル	提案件数
令和6年度	695	0
(前年度)	650	0

(注) 各行政機関等においては、行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となる個人情報ファイルを選定する必要がある（法第60条第3項各号のいずれにも該当する個人情報ファイルは提案募集の対象）。

(7) 匿名加工情報を含むデータベース等の状況

表7 匿名加工情報（法第2条第6項）を含むデータベース等（注）の状況
（単位：件、％）

年度	総数	100万人以上
令和6年度	0 (0.0)	0 (0.0)
(前年度)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注) 匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は当該集合物に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

2 開示、訂正又は利用停止請求の状況

(1) 開示、訂正又は利用停止決定等の状況

行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で重要な仕組みとして、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の仕組みが設けられている。

開示請求は、日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人が、行政機関の長に対し、当該行政機関の長の属する行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるもので、行政機関の長は、不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない（法第76条、第78条）。

訂正請求は、保有個人情報について開示請求により開示を受けてから90日以内に、当該保有個人情報の内容が事実でないと思料する場合に行うことができるもので、行政機関の長は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない（法第90条、第92条）。

利用停止請求は、保有個人情報について開示請求により開示を受けてから90日以内に、当該保有個人情報が次の①～④に該当する場合には当該保有個人情報の利用停止又は消去を求めることができ、また、当該保有個人情報が次の⑤～⑥に該当する場合には当該保有個人情報の提供の停止を求めることができるもので、行政機関の長は、利用停止請求に理由があると認める場合は、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、利用停止をしなければならない（法第98条、第100条）。

- ① 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しているとき（法第61条第2項違反）
- ② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しているとき（法第63条違反）
- ③ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しているとき（法第64条違反）
- ④ 法令に基づく場合又は法第69条第2項で認められている場合以外で利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用しているとき（法第69条第1項及び第2項違反）
- ⑤ 法令に基づく場合又は法第69条第2項で認められている場合以外で利用目的以外の目的のために他者に保有個人情報を提供しているとき（法第69条第1項及び第2項違反）
- ⑥ 法令に基づく場合、法第69条第2項第4号で認められている場合又は本人の同意を得た場合以外で利用目的以外の目的のために外国にある第三者に保有個人情報を提供しているとき（法第71条第1項違反）

表8 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

(単位：件、%)

区分	年度	新規受付事案	取下げ事案 (注1)	決定件数 (①②の 合計) (注2)	開示、訂正又は利用停止 決定			不開示、不 訂正又は不 利用停止決 定(②)	(開示決定 されたもの のうち)裁 量的開示 (注3)
					小計 (①)	全部	一部		
開示 請求	令和 6年度	101,034	774	99,407 (100.0)	95,467 (96.0)	54,546 (54.9)	40,921 (41.2)	3,940 (4.0)	0 (0.0)
	(前年度)	109,284	710	109,138 (100.0)	104,946 (96.2)	60,538 (55.5)	44,408 (40.7)	4,192 (3.8)	0 (0.0)
訂正 請求	令和 6年度	26	2	22 (100.0)	5 (22.7)	0 (0.0)	5 (22.7)	17 (77.3)	
	(前年度)	39	3	44 (100.0)	11 (25.0)	3 (6.8)	8 (18.2)	33 (75.0)	
利用 停止 請求	令和 6年度	9	0	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (100.0)	
	(前年度)	16	0	15 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (100.0)	

(注1) 「取下げ事案」とは、行政機関が請求を受け付けた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示、訂正又は利用停止決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供等により請求をしようとした者が請求を取りやめたものは含まない。

(注2) 開示、訂正又は利用停止決定等の件数は、請求者への通知の件数を計上している。請求のあった1事案を分割して複数の開示、訂正又は利用停止決定等を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて通知しているもの、調査日現在で処理中のものもあることから、「新規受付事案」から「取下げ事案」を除いた件数と「決定件数」は一致しない場合がある。

(注3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があるとして行政機関の長の判断により開示されたもの(法第80条)。

ア 行政機関の長は、請求があったときは、原則として請求があった日から30日以内に決定をしなければならない(法第83条第1項、第94条第1項、第102条第1項)が、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる(法第83条第2項、第94条第2項、第102条第2項)こととされている。

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、請求があった日から60日以内にその全てについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、決定の期限の特例として、60日以内に請求に係る保有個人情報の「相当の部分」につき決定をし、残りの保有個人情報については「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定をする期限等を通知することとされている(法第84条)。

また、訂正又は利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定する期限等を通知することとされている(法第95条、第103条)。

表9 期限の延長、遵守の状況

(単位：件、%)

区分	年 度	開示、 訂正又は利用 停止決定等の 総数	計		延長手続を 採らなかったもの		延長手続を 採ったもの		期限の特例を 適用したもの	
			期限内に 決定され たもの (①③⑤ の合計)	期限を 超過し たもの (②④⑥ の合計)	期限内 に決定 された もの (①)	期限を 超過し たもの (②)	期限内 に決定 された もの (③)	期限を 超過し たもの (④)	期限内 に決定 された もの (⑤)	期限を 超過し たもの (⑥)
			開示 請求	令和 6年度 (前年度)	99,407 (100.0) 109,138 (100.0)	99,356 (99.9) 108,943 (99.8)	51 (0.05) 195 (0.18)	92,959 (93.5) 103,570 (94.9)	36 (0.04) 194 (0.18)	5,754 (5.8) 4,769 (4.4)
訂正 請求	令和 6年度 (前年度)	22 (100.0) 44 (100.0)	22 (100.0) 44 (100.0)	0 (0.0) 0 (0.0)	17 (77.3) 39 (88.6)	0 (0.0) 0 (0.0)	5 (22.7) 4 (9.1)	0 (0.0) 0 (0.0)	0 (0.0) 1 (2.3)	0 (0.0) 0 (0.0)
利用 停止 請求	令和 6年度 (前年度)	11 (100.0) 15 (100.0)	11 (100.0) 15 (100.0)	0 (0.0) 0 (0.0)	6 (54.5) 12 (80.0)	0 (0.0) 0 (0.0)	5 (45.5) 3 (20.0)	0 (0.0) 0 (0.0)	0 (0.0) 0 (0.0)	0 (0.0) 0 (0.0)

イ 請求事案について、期限を超過したものを機関別に見ると、以下のとおりとなっており、期限内に決定されなかった理由としては、所管業務が多忙であったことから、決裁手続に時間を要したため、期限を超過した等が挙げられている。

表10-1 期限を超過したものの行政機関別内訳
(延長手続を採らなかった事案で、期限内に決定されなかったもの)
(単位：件)

区分	行政機関名	令和6年度
開示請求 (36件)	厚生労働省	36

表10-2 期限を超過したものの行政機関別内訳
(延長手続を採った事案で、延長した期限までに決定されなかったもの)
(単位：件)

区分	行政機関名	令和6年度
開示請求 (15件)	厚生労働省	15

表11 全部又は一部を不開示、不訂正又は不利用停止とした理由

(単位：件、%)

区分	年 度	全部又は一部を不開示とした事案	理 由 の 内 訳				
			不開示情報に該当	保有個人情報不存在	法の適用除外	存否応答拒否	その他
開示決定等	令和6年度	44,861 (100.0)	41,011 (91.4)	4,164 (9.3)	706 (1.6)	155 (0.3)	279 (0.6)
	(前年度)	48,600 (100.0)	43,985 (90.5)	3,397 (7.0)	814 (1.7)	234 (0.5)	396 (0.8)
区分	年 度	全部又は一部を不訂正又は不利用停止とした事案	理 由 の 内 訳				
			行政機関の長の判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別の手續が定められていることによるもの	その他	
訂正決定等	令和6年度	22 (100.0)	18 (81.8)	1 (4.5)	0 (0.0)	3 (13.6)	
	(前年度)	41 (100.0)	34 (82.9)	2 (4.9)	0 (0.0)	8 (19.5)	
利用停止決定等	令和6年度	11 (100.0)	6 (54.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (81.8)	
	(前年度)	15 (100.0)	11 (73.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (26.7)	

(注) 1件の決定において、複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不開示とした事案」の件数及び「全部又は一部を不訂正又は不利用停止とした事案」の件数と「理由の内訳」の合計は一致しない場合がある。

表 12-1 全部又は一部を不開示とした理由のうち不開示情報に該当するものの内訳

(単位：件、%)

区 分	不開示情報に該当するもの(再掲)	内 訳	令和6年度	(前年度)
開示決定等	41,011 (100.0) 【前年度 43,985】	第1号 請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	155 (0.4)	343 (0.8)
		第2号 請求者以外の個人に関する情報	18,509 (45.1)	15,317 (34.8)
		第3号 法人等に関する情報	10,815 (26.4)	9,047 (20.6)
		第4号 国の安全等に関する情報	20 (0.0)	26 (0.1)
		第5号 公共の安全等に関する情報	1,935 (4.7)	1,417 (3.2)
		第6号 審議、検討等に関する情報	2,579 (6.3)	2,466 (5.6)
		第7号 事務又は事業に関する情報	30,678 (74.8)	35,660 (81.1)

(注) 1件の決定において、複数の理由に該当するものがあるため、「不開示情報に該当するもの(再掲)」の件数と「内訳」の合計件数は一致しない場合がある。

表12-2 全部又は一部を不訂正又は不利用停止とした理由のうち、
行政機関の長の判断によるものの内訳

(単位：件、%)

区分	行政機関の長の判断によるもの(再掲)	内 訳	令和6年度	(前年度)
訂正決定等	18 (100.0) 【前年度 34】	評価に関するもの	0 (0.0)	2 (5.9)
		請求対象の保有個人情報の内容が事実であるもの	8 (44.4)	17 (50.0)
		訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるもの	9 (50.0)	3 (8.8)
		調査を実施したが、事実関係が明らかにならなかったもの	1 (5.6)	13 (38.2)
利用停止決定等	6 (100.0) 【前年度 11】	違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがある方法による利用ではないもの	3 (50.0)	5 (45.5)
		偽りその他不正の手段により取得したものではないもの	4 (66.7)	4 (36.4)
		法第61条第2項の規定(利用目的範囲の保有)に違反していないもの	2 (33.3)	2 (18.2)
		利用目的以外の目的で利用されていないもの	4 (66.7)	5 (45.5)
		利用目的以外の目的で提供されていないもの	2 (33.3)	7 (63.6)
		番号法の規定に違反していないもの	0 (0.0)	0 (0.0)
		個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度を超えるもの	0 (0.0)	0 (0.0)
		事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	0 (0.0)	0 (0.0)

(注) 1件の決定において、複数の理由に該当するものがあるため、「行政機関の長の判断によるもの(再掲)」の件数と「内訳」の合計件数は一致しない場合がある。

(2) 審査請求の状況

ア 開示、訂正若しくは利用停止決定等又は請求に対する不作為について不服がある者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、行政機関の長(行政不服審査法第4条に規定する行政庁)に対し、審査請求をすることができる。

表13 審査請求の件数

(単位：件)

区分	年度	審査請求の件数
開示決定等	令和6年度	361
	(前年度)	273
訂正決定等	令和6年度	14
	(前年度)	12
利用停止決定等	令和6年度	4
	(前年度)	4

表14 審査請求の理由

(単位：件、%)

区分	年度	総数	不開示決定に対する審査請求	開示決定に対する審査請求	不作為に対する審査請求	その他
開示決定等	令和6年度	361 (100.0)	275 (76.2)	72 (19.9)	8 (2.2)	35 (9.7)
	(前年度)	273 (100.0)	225 (82.4)	56 (20.5)	0 (0.0)	16 (5.9)
区分	年度	総数	不訂正又は不利用停止の決定に対する審査請求	訂正決定又は利用停止決定に対する審査請求	不作為に対する審査請求	その他
訂正決定等	令和6年度	14 (100.0)	14 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	(前年度)	12 (100.0)	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
利用停止決定等	令和6年度	4 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	(前年度)	4 (100.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注) 1件の審査請求において、複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、「総数」と各項目の合計とは一致しない場合がある。

イ 法第105条において、審査請求を受けた行政機関の長は、審査請求が不適法であるとして却下する場合と、審査請求の全部を認容する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決をすることとされている。

(注) 行政機関の長（会計検査院の長を除く。）は総務省情報公開・個人情報保護審査会に、会計検査院長は会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に、それぞれ諮問することとされている。

令和6年度において行政機関の長が処理すべき審査請求事案について、その処理状況を見ると、以下のとおりとなっている。

なお、審査会における処理状況は審査会のウェブサイトにおいて公表されている。

表15 審査請求事案の処理状況

(単位：件、%)

区分	年度	処理すべき件数	処理を終了	取下げ	処理中(次年度に持ち越し)
開示決定等	令和6年度	623 (100.0)	237 (38.0)	18 (2.9)	368 (59.1)
	(前年度)	629 (100.0)	352 (56.0)	14 (2.2)	263 (41.8)
訂正決定等	令和6年度	20 (100.0)	12 (60.0)	1 (5.0)	7 (35.0)
	(前年度)	52 (100.0)	45 (86.5)	1 (1.9)	6 (11.5)
利用停止決定等	令和6年度	5 (100.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	3 (60.0)
	(前年度)	12 (100.0)	11 (91.7)	0 (0.0)	1 (8.3)

表 16 審査請求に対する裁決の状況

(単位：件、%)

区分		年度	計	棄却	認容	一部 認容	却下	その他
開示 決定等	審査会に諮問しない で裁決を行ったもの	令和6年度	30 (100.0)	/	7 (23.3)	/	23 (76.7)	0 (0.0)
		(前年度)	25 (100.0)	/	0 (0.0)	/	25 (100.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、 答申を受けて裁決を 行ったもの	令和6年度	207 (100.0)	116 (56.0)	16 (7.7)	75 (36.2)	/	0 (0.0)
		(前年度)	327 (100.0)	163 (49.8)	26 (8.0)	138 (42.2)	/	0 (0.0)
	計	令和6年度	237 (100.0)	116 (48.9)	23 (9.7)	75 (31.6)	23 (9.7)	0 (0.0)
		(前年度)	352 (100.0)	163 (46.3)	26 (7.4)	138 (39.2)	25 (7.1)	0 (0.0)
訂正 決定等	審査会に諮問しない で裁決を行ったもの	令和6年度	1 (100.0)	/	0 (0.0)	/	1 (100.0)	0 (0.0)
		(前年度)	0 (0.0)	/	0 (0.0)	/	0 (0.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、 答申を受けて裁決を 行ったもの	令和6年度	11 (100.0)	10 (90.9)	0 (0.0)	1 (9.1)	/	0 (0.0)
		(前年度)	45 (100.0)	45 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	/	0 (0.0)
	計	令和6年度	12 (100.0)	10 (83.3)	0 (0.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	0 (0.0)
		(前年度)	45 (100.0)	45 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
利用 停止 決定等	審査会に諮問しない で裁決を行ったもの	令和6年度	0 (0.0)	/	0 (0.0)	/	0 (0.0)	0 (0.0)
		(前年度)	0 (0.0)	/	0 (0.0)	/	0 (0.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、 答申を受けて裁決を 行ったもの	令和6年度	2 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	/	0 (0.0)
		(前年度)	11 (100.0)	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	/	0 (0.0)
	計	令和6年度	2 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		(前年度)	11 (100.0)	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表17 審査請求を受けてから裁決をした日までに要した日数

(単位：件、%)

区分	年度	裁決により処理を終了した件数	審査請求を受けてから裁決をした日までに要した日数	
			1年以内	1年超
開示決定等	令和6年度	237 (100.0)	91 (38.4)	146 (61.6)
	(前年度)	352 (100.0)	122 (34.7)	230 (65.3)
訂正決定等	令和6年度	12 (100.0)	6 (50.0)	6 (50.0)
	(前年度)	45 (100.0)	34 (75.6)	11 (24.4)
利用停止決定等	令和6年度	2 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)
	(前年度)	11 (100.0)	10 (90.9)	1 (9.1)

ウ 審査請求事案については、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の目的に照らすと、できる限り迅速に処理されることが求められている。このため、審査会に諮問すべき事案については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）に基づく開示決定等に対する審査請求事案の取扱いにも十分留意しつつ、速やかに諮問される必要がある。

(注) 行政機関情報公開法に基づく開示決定等に対する審査請求事案の審査会への諮問については、各府省申合せにより、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については審査請求を受けてから30日以内、その他の事案についても特段の事情のない限り90日以内に行うこととされている。

表18 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

区分	年度	審査会に諮問した件数		処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等の件数	
			審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数		審査請求を受けてからの経過日数
			90日超		90日超
開示決定等	令和6年度	267 (100.0)	15 (5.6)	63 (100.0)	14 (22.2)
	(前年度)	239 (100.0)	20 (8.4)	45 (100.0)	11 (24.4)
訂正決定等	令和6年度	6 (100.0)	1 (16.7)	3 (100.0)	1 (33.3)
	(前年度)	12 (100.0)	1 (8.3)	1 (100.0)	1 (100.0)
利用停止決定等	令和6年度	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	(前年度)	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)

(注) 「処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等の件数」には、処理方針の検討の結果、審査会への諮問を要しない事案として、今後裁決（却下、認容）が行われる可能性があるもの及び既に裁決の準備が進められているものを含む。

エ ①審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの及び②処理方針の検討中、審査会への諮問準備中のもので、審査請求を受けてからの経過日数が90日超のものについて機関別に見ると、以下のとおりとなっている。

諮問までに長期間を要している理由としては、担当部署が著しく多忙であり、かつ、複数の不服申立て等を同時に処理しており、確認、検討等に時間を要したことや同一請求人から同時に複数請求が出されており、関連性があったため、相違がないよう確認・検討することに時間を要したことなどが挙げられている。

表19-1 審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの
(単位：件)

区 分	行政機関名	令和6年度
開示決定等 (15 件)	法務省	8
	出入国在留管理庁	2
	厚生労働省	2
	特許庁	2
	人事院	1
訂正決定等 (1 件)	厚生労働省	1

表 19-2 処理方針の検討中、審査会への諮問準備中の事案で、
審査請求を受けてからの経過日数が 90 日超のもの

(単位：件)

区 分	行政機関名	令和6年度
開示決定等 (14 件)	カジノ管理委員会	11
	厚生労働省	2
	法務省	1
訂正決定等 (1 件)	法務省	1

オ 審査会の答申を受けての裁決についても、審査請求と同様に、速やかに行う必要があるが、審査会の答申を受けてから裁決をした日までに要した日数及び調査日現在で裁決の準備中の事案の答申を受けてからの経過日数については、以下のとおりとなっている。

(注) 行政機関情報公開法に基づく開示決定等に対する審査請求事案の答申後の裁決については、各府省申合せにより、原処分を妥当とする答申などにあつては 30 日以内、その他の事案についても特段の事情のない限り 60 日以内に行うこととされている。

表20 答申を受けてから裁決までの期間等

(単位：件、%)

区分	年度	審査会の答申を受けて 裁決を行った件数		審査会の答申を受けて 裁決の準備中の件数	
			答申を受けてから裁決を した日までに要した日数		答申を受けてからの経過日数
			60日超		60日超
開示 決定 等	令和 6年度	207 (100.0)	17 (8.2)	46 (100.0)	8 (17.4)
	(前年度)	327 (100.0)	10 (3.1)	20 (100.0)	2 (10.0)
訂正 決定 等	令和 6年度	11 (100.0)	1 (9.1)	3 (100.0)	0 (0.0)
	(前年度)	45 (100.0)	1 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
利用 停止 決定 等	令和 6年度	2 (100.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	0 (0.0)
	(前年度)	11 (100.0)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)

カ ①答申を受けてから裁決をした日までに要した日数が60日超のもの及び②審査会の答申を受けて裁決の準備中のもので答申を受けてからの経過日数が60日超のものについて、機関別に見ると、以下のとおりとなっている。

裁決までに長期間を要している理由としては、担当部署において、裁決に係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であったことなどが挙げられている。

表21-1 答申を受けてから裁決をした日までに要した日数が60日超のもの

(単位：件)

区分	行政機関名	令和6年度
開示決定等 (17件)	法務省	11
	厚生労働省	3
	国土交通省	2
	会計検査院	1
訂正決定等 (1件)	厚生労働省	1

表21-2 審査会の答申を受けて裁決の準備中の事案のうち、
答申を受けてからの経過日数が60日超のもの

(単位：件)

区分	行政機関名	令和6年度
開示決定等 (8件)	カジノ管理委員会	4
	厚生労働省	4

(3) 訴訟の状況

開示、訂正又は利用停止決定等の取消し等を求める訴訟は、以下のとおりとなっている。

表22 訴訟の状況

(単位：件)

		令和6年度	(前年度)
地方裁判所 (第一審)	新規提訴	24	14
	前年度から係属	15	11
	係属 計	39	25
	判決	19	8
	取下げ	1	3
高等裁判所 (控訴審)	控訴	9	3
	前年度から係属	1	1
	係属 計	10	4
	判決	6	2
	取下げ	1	0
最高裁判所 (上告審)	上告	3	1
	前年度から係属	1	2
	係属 計	4	3
	判決	3	2
	取下げ	0	0

3 安全管理措置の運用状況

(1) 安全管理措置に係る規定の整備状況

法第66条において、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。

これに関し、個人情報保護委員会は個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（以下「ガイドライン」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）を策定し、各行政機関は、ガイドライン及び事務対応ガイドを参考に、個人情報の適切な管理に関する定めを整備することとされている。

かかる規定の整備状況について調査したところ、おおむね必要な規定が整備されていることが確認された。なお、外的環境の把握に関する規定について改正の必要性を含め検討中の行政機関や、改正漏れの事項が見受けられた行政機関が確認された。

また、行政機関等匿名加工情報等に係る規定の整備状況を調査したところ、当該情報を保有していないこと等をもって、当該規定を定めていない行政機関が確認された。

(2) 監査・点検の状況

事務対応ガイドでは、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）が、保有個人情報の適切な管理を検証するため、定期的に、及び必要に応じ随時に監査を行うこと、また、保護管理者（各課室等の長等）が、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めている。

監査及び自己点検に係る規定を整備している機関のうち、監査及び自己点検を実施していない機関の割合は以下のとおりとなっている。なお、監査内容や体制等、準備に時間を要したこと等を理由に、監査及び自己点検が未実施となっている行政機関が確認された。

表23 監査・自己点検の状況

(単位：%)

監査未実施の機関の割合		自己点検未実施の機関の割合	
令和6年度	(前年度)	令和6年度	(前年度)
3.9	8.0	3.9	8.0

(注) 前年度調査は監査又は自己点検に係る規定を整備済みの機関における監査又は自己点検未実施の機関の割合であり、令和6年度は全ての機関における監査又は自己点検未実施の機関の割合である。